

可觀小説卷四十一

一、前田光高の儀横山城州より返書
去朔日の御狀到來本望の至に候。

一、少將様當朔日被成御登城候の處、上様御懇の上意にて逸物の御大鷹二居被爲進、則御鷹野へ被成御座候様にと被爲仰出、御仕合殘所無御座候由。毎々御懇の上意共御座候旨、御冥加の至と目出度奉存候。就其去四日御鷹場へ被成御座、珍重奉存候。此度は緩々と御鷹被爲遣、御氣をも被成御延候様可有御座と、目出度奉存候。乍去寒氣之時分に御座候間、自然風をも御引可被成かと氣遣仕候。被爲成御歸候て御氣色の御様躰、具に可被仰越候。常に御機嫌御様子をも承度候條、切々書狀をも進度候へ共、御目見不自由に候故、申度事も不被書候に付不能其儀候。誰にても無氣遣、筆を御かたらひ候て、折々御機嫌の御様子可被仰越候。表向の御沙汰計承候て、無覺束奉存候。

(前田光高の百書詠歌)
一、御詠歌の由にて一卷被指越候條、定以て珍敷儀と存致拜吟候。久々御目見をも不仕候へば、御心立も如何被成御

座候やと、氣遣に存候處、此一巻拜見仕候へば、乍恐御意を承候心地にて、卷返し難打置拜吟仕候。かやうに千萬人の心を御悟被成、物毎に御下知を分させられ候御事、奇特千萬不及言語事に候。昔より承傳候書物共、其數不可勝計候。然共耳遠に候故、當時其心を辨へ候者は無之候。此一

卷は愚人の耳にも落可申候條、若者には傳申度候へ共、深く被爲御隱密の由被仰越候條、獨吟の外無他事候。殊頃論語をも被爲聞召上候由承候。往古より大智の人は、不習して成とは申傳候へ共、古語をも被聞召上、當時の風縁に引合御工夫被遊候へば、猶以て珍重成儀に奉存候。惣て大仁いさめを申上候儀は、難成事の由申傳候。いにしへを師と申置候へば、是以て御心にかげさせられ候御事、御尤に奉存候。ともかくにも奇特の御心立共にて、大方は此一巻にあらはれ申かと存候御事。

一、去年其地へ罷越候處に、度々御前へ被召出、海山忝仕合共可申上様も無之候。御暇被下罷歸候刻、我等極老の程を勘へ候へば、もはや御目見眼にても可有御座と存出、落涙をおさへかね赤面仕候。若き人々は、拙者命をしみ候

様に、可被存かと口惜存候。全く其分にては無之候。殿様へ御殘多く奉存、人目をも不憚右の仕合に候ひき。然處に來年は可被成御歸國由承候へば、二度蘇生の心地にて大悦此事候。可奉待請間、露命を神にかけ祈り申ばかりに候。申度事海山に候へ共筆を留候。恐々謹言。

十一月廿六日

横山山城守

岩城老

御返報

一、井上久左衛門母の歌

本藩の士人井上久左衛門母、或年の歳暮の歌。

いかにせん花は待るゝ老はうし急ぎいそがぬ年の暮かな
出るより入山の端の近ければ岐阻路は月の半ばをぞみる

一、黒煙江都を覆ひたる事
元文二年十一月廿八日、東都來狀之寫。

當月七日未の時前、從役所歸役所は本郷御邸内、表御對戸役所也。食仕懸候所に、

拙子御貸小屋前東門人の走り候音仕候故、大雨の内ながら若し火事にも候やと、障子開き見申處、薄煙立甚煙くさく、以の外に暖に候故、是は近火の様子に候と申内、出雲守様・榊原殿など急板を敲き立候。御邸内の板は打不申候。御邸

内の火事には板不打候故、御邸内の火と意得、其儘拵候て裁着の紐結ひく式臺へ出候へば、小屋の向は人の足音計にて、形は見え不申程黒煙に候。其儘羽織打掛罷出候へば、北の方八筋の御貸小屋の方より、煙まくれかゝり候。長塀の下走り候所、御厩の内など騒ぎ立候聲甚敷候内、右の煙うすく成る。山の上へ登り御土藏へ出候得ば、何の事も無之、足輕・小者共は不罷出候故、家來遣し呼出叱り候へ共、火事と申と、しめり候由申、山の上には煙も無之と申候。これが誠さうに候。右の煙南小屋邊へ吹送り、是は大雨の内、穴藏へ道具も詰申小屋々々も有之候。御小屋並より出火と申意得の由に候。然處追て承候へば、殿中は黒煙の様成る雲吹込、是も火事煙と各意得大騒ぎ、第一暗く罷成燈を立て候由。上野にては此坊より火出候。いや彼坊より火出候とて、上を下へと返し候よし、常照院罷出咄に候。町人共段々參候て申候は、神社・佛閣皆々右の通にて驚き、町中は手もとの物を手に持て走出候外は、難成程の急火と意得、南北の者は東西へ走り、東西の者は南北へ飛廻候。火消其外屋敷々々より出候人數、こゝのかしこのと申、町人の瓦屋根